⑵　権利の変更及び弁済方法

別表４－２「優先的更生債権弁済計画表（労働債権）」記載の債権は、同表の「弁済額」欄記載の金額を、更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に一括弁済する。

本計画案提出後、更生計画認可決定以前に退職した労働者が有する労働債権については、損害金につき、更生計画認可決定時にその全部の免除を受ける。免除後の確定更生債権については、その全額を更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に一括弁済する。

第３節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

１　確定更生債権

⑴　一般更生債権（下記⑵を除く）

件数	金　　額	別　表
14件	3,490,989,193円及び額未定	５－１

⑵　一般更生債権（外国通貨・米ドル建て）

件数	金　　額	別　表
２件	131,592米ドル67セント	５－２

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　一般更生債権（下記⑵を除く）

①　別表５－１「一般更生債権弁済計画表」記載の確定更生債権のうち、更生手続開始決定日以降の利息・損害金については、更生計画認可決定時にその全額の免除を受ける。

上記免除後の確定更生債権については、更生計画認可決定時にその100万円超の部分（以下「対象債権額」という。）の81.0％（１円未満は切り捨て）の免除を受ける。

②　更生会社は、別表５－１「一般更生債権弁済計画表」記載の確定更生債権について、前記①による免除後の確定更生債権のうち、

ア　100万円以下の部分の全額

イ　対象債権額の4.5％に相当する金額（１円未満切り上げ）に対する弁済として、別表５－１「一般更生債権弁済計画表」の「確定弁済額」欄記載の金額

ウ　対象債権額に下記の算式により計算される弁済率αを乗じた金額（１円未満切り上げ）の合計額を、更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に金銭で弁済する。

ただし、弁済率αが11.0％を超える場合は、対象債権額に対して当該超過割合（＝弁済率α－11.0％）を乗じた額（１円未満切り上げ）については前記①の免除の効力が遡って失われるものとし、弁済率αが11.0％に不足する場合は、対象債権額に対して当該不足割合（＝11.0％－弁済率α）を乗じた額（１円未満切り捨て）について上記弁済時に追加で免除を受けるものとする。

記

弁済率α（％）＝余剰資金÷総対象債権額×100

小数点第10位以下を切り捨てる。αが０以下となるときはα＝０とする。

余剰資金＝以下のカないしクの合計額から分割新会社が負担すべき共益債権等の見込額及び更生会社の運転資金（5000万円）を控除した額

カ　募集株式効力発生日（第７章第２節１にて定義する。）の午前０時時点における更生会社の手元現預金

キ　ワシ興産の更生計画第３章第３節２⑴②に基づき弁済を受ける額

ク　ワシマイヤーの更生計画第３章第３節２⑴②に基づき弁済を受ける額

総対象債権額＝以下のサ及びシ（以下、合わせて「総対象債権」という。）の合計額

サ　別表５－１「一般更生債権弁済計画表」の「対象債権額」欄記載の金額の合計額

シ　別表５－２「一般更生債権弁済計画表（外国通貨・米ドル建て）」の「対象債権額」欄記載の金額の合計額を後記⑵①記載の米ドル・円レートで換算した円建ての金額（１円未満切り捨て）

③　別表５－１「一般更生債権弁済計画表」記載の確定更生債権について、前記①による免除後の確定更生債権のうち、対象債権額に下記の算式により計算される弁済率βを乗じた金額（１円未満切り上げ）については、第７章第１節５⑵②の定めにより分割新会社が更生会社から免責的に承継したうえで、分割新会社は、本件効力発生日から２ヶ月以内に、第７章第１節７に定めるとおり、承継された当該確定更生債権を出資の目的として、当該確定更生債権を有する者を割当先として、下記アの内容の種類株式を発行する。この場合において、各更生権者が取得する種類株式数は、出資の目的となる更生債権の金額１円につき１株とする。

ただし、下記イの算式により計算される弁済率βが3.5％を超える場合は、対象債権額に対して当該超過割合（＝弁済率β－3.5％）を乗じた額（１円未満切り上げ）については本件効力発生日にその額の範囲で前記①の免除の効力が失われるものとし、弁済率βが3.5％に不足する場合は、対象債権額に対して当該不足割合（＝3.5％－弁済率β）を乗じた額（１円未満切り捨て）について本件効力発生日に追加で免除を受けるものとする。

記

ア　種類株式の内容

譲渡制限	あり
議決権	なし
剰余金の優先配当	なし
残余財産の優先分配	あり（非参加型）
取得請求権	なし
取得条項	なし

イ　弁済率β（％）＝第７章第１節５⑵②の定めにより承継される確定更生債権の合計額÷前記②の定めの方法で計算した総対象債権額×100

小数点第10位以下を切り捨てる。

⑵　一般更生債権（外国通貨・米ドル建て）

①　別表５－２「一般更生債権弁済計画表（外国通貨・米ドル建て）」整理番号２記載の確定更生債権については、更生計画認可決定時に、12,168米ドル42セント（100万円を開始決定日のレートである１米ドル82円18銭にて換算した額（１セント未満切り上げ））超の部分（別表５－２「一般更生債権弁済計画表（外国通貨・米ドル建て）」の「対象債権額」欄記載の金額）について、前記⑴①に定める免除率の割合の免除を受ける。同表整理番号１記載の確定更生債権については、上記12,168米ドル42セントを控除しない額を「対象債権額」として、前記⑴①に定める免除率の割合の免除を受ける。

②　前記①による免除後の金額を弁済額合計額として、前記⑴②及び③の定めに準じて弁済する。ただし、前記⑴③の定めに基づく種類株式の発行は前記①の換算レートで換算した円建て（１円未満切り上げ）にて行う。

⑶　一般更生債権の弁済における調整

更生債権者であるワシ興産に対する確定更生債権の弁済については、更生会社がワシ興産の認可された更生計画に基づき、一般更生債権を有する者として弁済を受けることから、前記⑴②による弁済については、ワシ興産の更